

群馬県立学校校務系ネットワーク（GSN）の通信環境強化仕様書

1 概要

この仕様書は、「群馬県立学校校務系ネットワーク（GSN）の通信環境強化契約」について適用する。

2 目的

群馬県立学校において、校務 DX が進んだことでクラウドサービスの利用が拡大し、校務系回線のインターネット通信量が増大しているため、各学校の校務系ネットワーク（GSN）回線を増設し、回線のひっ迫化を解消する。

3 期間

- (1) 契約期間は契約締結日から令和 10 年 8 月 31 日までとする。
- (2) 利用期間は令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までとする。
- (3) 契約日から令和 7 年 8 月 31 日までに、インターネットへの接続を完了し、令和 7 年 9 月 1 日から当該回線を利用可能な状況にすること。

4 利用場所

別紙 1 県立学校拠点一覧のとおり

5 基本仕様

項目	規格等	適用
回線種別	光回線	サービス提供箇所までの工事費、終端装置（ONU）の設置を含む。
サービス形態	ベストエフォート型	法人向けサービスであること。 ※万場高等学校についてはギャランティ型での提供も可とする。
通信速度	上り下りともに最大 1Gbps 以上	・ IPoE、PPPoE 及び IPv4overIPv6 に対応していること。 ※万場高等学校については 100Mbps 以上での提供も可とする。
グローバル IP アドレス	固定	県立学校拠点に記載されている各校に一つ以上払い出すこと。
LAN ケーブル	カテゴリ 6A 5m	ONU（終端装置）と UTM（各学校設置済）を接続する LAN ケーブルを県立学校拠点一覧にある拠点数分納品す

		ること。 ※接続作業は本契約には含まない。
機器類	終端装置	その他必要となる機器があれば追加すること。

6 既存校務系ネットワーク（GSN）構築業者との調整

- (1) 既存校務系ネットワーク（GSN）の構築並びに保守については別途業者へ委託しており、責任分界点は、終端装置（ONU）と UTM との接点とする。
- (2) 各学校に設置している UTM の設定変更、各学校で利用している PC へのプロキシ除外設定を既存校務系ネットワーク（GSN）構築業者へ委託予定である。
- (3) 回線の開通にあたっては事前の設計段階から、群馬県教育委員会及び既存校務系ネットワーク（GSN）構築業者と密に連携を行うこと。

7 通信回線の保守

- ・ 24 時間365日の故障受付を実施し、復旧体制（平日9:00-17:00）を有すること。
- ・ 故障発生時においては迅速な故障切り分けを行うとともに速やかに復旧を図ること。

8 完成図書

契約日から回線利用開始日（令和7年8月31日）までに提出する完成図書は次のとおりとする。

- ・ 完成図書（設定内容、機器一覧）
- ・ 保守体制一覧表

9 契約代金の請求方法

契約代金の請求方法については以下のとおりとする。

回数	請求年度	請求内容	請求月
1回目	令和7年度	導入工事費、令和7年9月分（1か月分）	令和7年10月
2回目	令和7年度	令和7年10月分～令和8年3月分（6か月分）	令和8年4月
3回目	令和8年度	令和8年4月分～令和8年9月分（6か月分）	令和8年10月
4回目	令和8年度	令和8年10月分～令和9年3月分（6か月分）	令和9年4月
5回目	令和9年度	令和9年4月分～令和9年9月分（6か月分）	令和9年10月
6回目	令和9年度	令和9年10月分～令和10年3月分（6か月分）	令和10年4月
7回目	令和10年度	令和10年4月分～令和10年8月分（5か月分）	令和10年9月

10 その他

- (1) 受注者は本調達において知り得た機密に関する情報を群馬県教育委員会の承認なく

第三者に開示しないこと。

- (2) 工事日時は群馬県教育委員会と協議して決めること。
- (3) 工事実施前に作業担当者の名簿及び工事日程を提出すること。
- (4) 納入機器に欠陥が発見された場合は、受注者の負担で速やかに保守を実施すること。
- (5) 本工事において各学校及び群馬県教育委員会の設備に障害を生じさせた場合は、受注者の負担で速やかに原状回復及びその他必要な処置を行うこと。
- (6) 契約終了後の回線撤去費については、受注者が負担すること。